

東京都限定：ちちぶ冬の節電チャレンジ 利用規約

秩父新電力株式会社
2024年11月25日

「東京都限定：ちちぶ冬の節電チャレンジ」（以下、「本チャレンジ」といいます。）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、秩父新電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する本チャレンジに関する取扱いについて定めたものです。

1. 本チャレンジの概要

当社とご契約中の、東京都内に需要場所がある低圧のお客さまが「2. 本チャレンジの実施期間」に定める節電実施期間にて「3. 本チャレンジの実施内容」の「節電達成時特典」に定める内容で節電を達成した場合に節電達成時特典を付与いたします。

2. 本チャレンジの実施期間

(1) 節電実施期間

2024年12月1日（日）～2025年2月28日（金）の3ヶ月間

(2) 節電要請

上記の節電実施期間内に当社よりメールにてお送りいたします。節電要請に対する返信などのアクションは必要ございません。

3. 本チャレンジの実施内容

(1) 節電達成時特典

別紙1.に基づいて設定される標準ベースラインから実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。標準ベースラインより実際の使用量の方が大きい場合は節電量0kWhとして扱います。

節電実施期間内に節電達成日数に応じた値引き（1日達成200円、2日達成400円、3日達成600円、4日達成800円、5日以上達成1,000円相当、ちちぶRE100電力プランご契約の場合はいずれも倍の値引き）をいたします。

1日ごとの節電達成の条件は、お客さまが、当社より節電要請のあった時間帯に、お客さまの標準ベースラインと比較し、実際の電力使用量を当該1日のうち30分単位で1回以上削減した場合又は当社が適切と判断した場合とします。なお、1日のうち、複数回削減を達成した場合でも、1日分として算定します。

4. 定義

当社の電気需給約款（低圧）に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

5. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、本チャレンジを適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本チャレンジを適用することがあります。

- (1) 東京都内に需要場所を有し、当該需要場所で使用する低圧の電気を当社から購入するお客さまであること。
- (2) 節電実施期間から特典付与の終了処理までの間、当社との契約を継続しているお客さまであること。
- (3) 需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されているお客さまであること。

6. 留意事項

- (1) 需要場所が東京都内にある低圧のお客さまは自動参加となります。
- (2) 当社都合等により、節電チャレンジの対象期間・内容は予告なく変更・中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 本チャレンジの参加、お問合せにかかるインターネット接続料および通信費等はお客さまのご負担とさせていただきます。
- (4) 本チャレンジへの取り組みによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。
- (5) 当社は、本チャレンジに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (6) 本チャレンジの期間中に解約があった場合、節電特典について日割り等での適用は行いません。その他お客さまのご都合による参加取りやめ等、ご不明な事柄については、事前に当社へお問合せをお願いします。

<お問合せ先>

秩父新電力株式会社

TEL: 0494-22-6700

平日9時~17時(祝日等除く)

別紙1. DR型の標準ベースライン (High 4 of 5 (当日調整あり))

DR実施日が平日の場合と土曜日・日曜日・祝日の場合とでそれぞれ以下のとおりベースラインを設定する。

(1) DR実施日が平日の場合、

①まず、DR実施日の直近5日間 (DR実施日当日を含まない。)のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間の需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。

なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外する。この際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内 (平日及び土曜日・日曜日・祝日) で更に日を遡る。

- ・ 土曜日・日曜日・祝日
- ・ 過去のDR実施日
- ・ DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近5日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日

②次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「DR実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値をそれぞれ算出する。

③上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものをベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正する。

(2) DR実施日が土曜日・日曜日・祝日の場合、

①まず、DR実施日の直近3日間 (DR実施日当日を含まない。)のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い2日間の需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。

なお、直近3日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの2日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近3日間から除外するものとする。その際、当該母数が3日間となるよう、DR実施日から過去30日以内 (平日及び土曜日・日曜日・祝日) で更に日を遡る。

- ・ 平日
- ・ 過去のDR実施日
- ・ DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近3日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日

②次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「DR実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出する。

③上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものをベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正する。